

議案第 1 1 2 号

市道路線の認定及び廃止について

道路法第 8 条及び第 1 0 条第 1 項の規定により、次のとおり市道路線を認定及び廃止する。

令和 6 年 5 月 3 1 日提出

川崎市長 福田 紀彦

1 認定

整理 番号	図面 番号	路線名	起 終	点 点
1 0	1	梶ケ谷宮 第 3 5 号線	宮前区 梶ケ谷 宮前区 梶ケ谷	1 4 6 4 番 1 先 1 4 6 1 番 1 先
1 1	2	神木本町 第 1 8 9 号線	宮前区 神木本町 3 丁目 宮前区 神木本町 3 丁目	1 9 4 2 番 1 4 先 1 9 4 2 番 7 先
1 2	3	登戸 第 3 6 3 号線	多摩区 登戸 多摩区 登戸	2 5 7 0 番 4 先 2 5 8 3 番 4 先
1 3	3	登戸 第 3 6 4 号線	多摩区 登戸 多摩区 登戸	2 5 8 0 番 5 先 2 5 4 0 番 9 先
1 4	3	登戸 第 3 6 5 号線	多摩区 登戸 多摩区 登戸	2 5 3 5 番 1 先 2 5 6 8 番 1 先
1 5	3	登戸 第 3 6 6 号線	多摩区 登戸 多摩区 登戸	2 4 4 7 番 5 先 2 4 5 8 番 6 先
1 6	3	登戸 第 3 6 7 号線	多摩区 登戸 多摩区 登戸	2 4 8 7 番 9 先 2 4 8 7 番 8 先
1 7	3	登戸 第 3 6 8 号線	多摩区 登戸 多摩区 登戸	2 2 2 3 番 4 先 2 4 3 3 番 2 先
1 8	4	登戸 第 3 6 9 号線	多摩区 登戸 多摩区 登戸	2 2 5 3 番 1 先 1 8 4 9 番 1 先

1 9	4	登戸	多摩区 登戸	1 8 9 3 番	3 先
		第 3 7 0 号線	多摩区 登戸	1 9 2 1 番	3 先
2 0	4	登戸	多摩区 登戸	1 9 5 0 番	8 先
		第 3 7 1 号線	多摩区 登戸	2 0 8 3 番	4 先

2 廃止

整理 番号	図面 番号	路線名	起 終	点 点	
2 1	5	野川	宮前区 南野川 2 丁目	2 6 7 7 番	先
		第 3 5 8 号線	宮前区 南野川 2 丁目	2 6 7 6 番	2 先
2 2	6	長尾	多摩区 長尾 1 丁目	5 3 番	2 先
		第 1 2 9 号線	多摩区 長尾 1 丁目	4 9 番	4 先

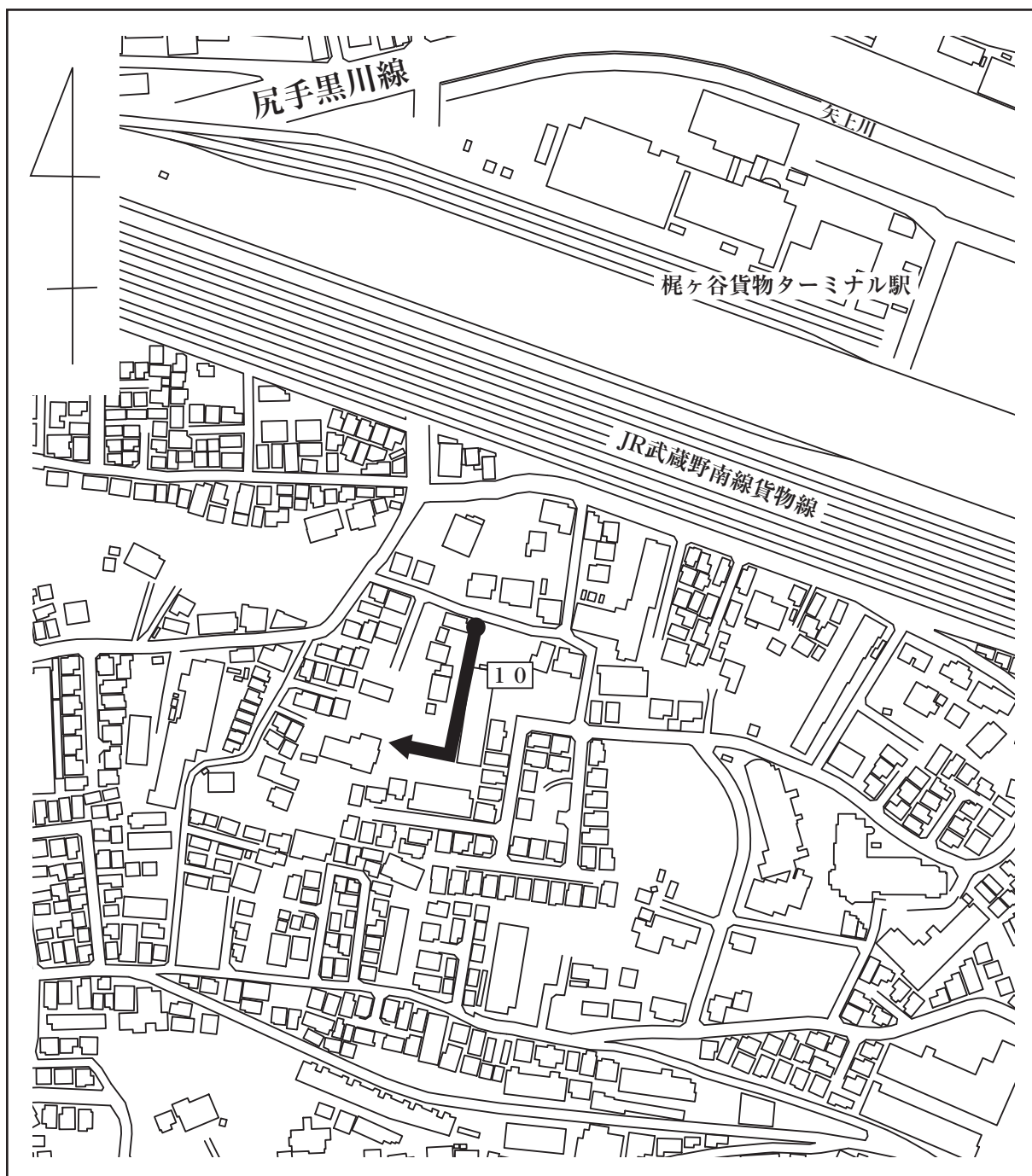
認 定 理 由

図面番号①

本箇所は、宅地造成事業により新設された道路で、一般交通に必要なので、これを市道として認定したい。

見取図（宮前区梶ヶ谷地内）

整理番号 1 0



認 定 理 由

図面番号②

本箇所は、宅地造成事業により新設された道路で、一般交通に必要なので、これを市道として認定したい。

見取図（宮前区神木本町３丁目地内）

整理番号 1 1



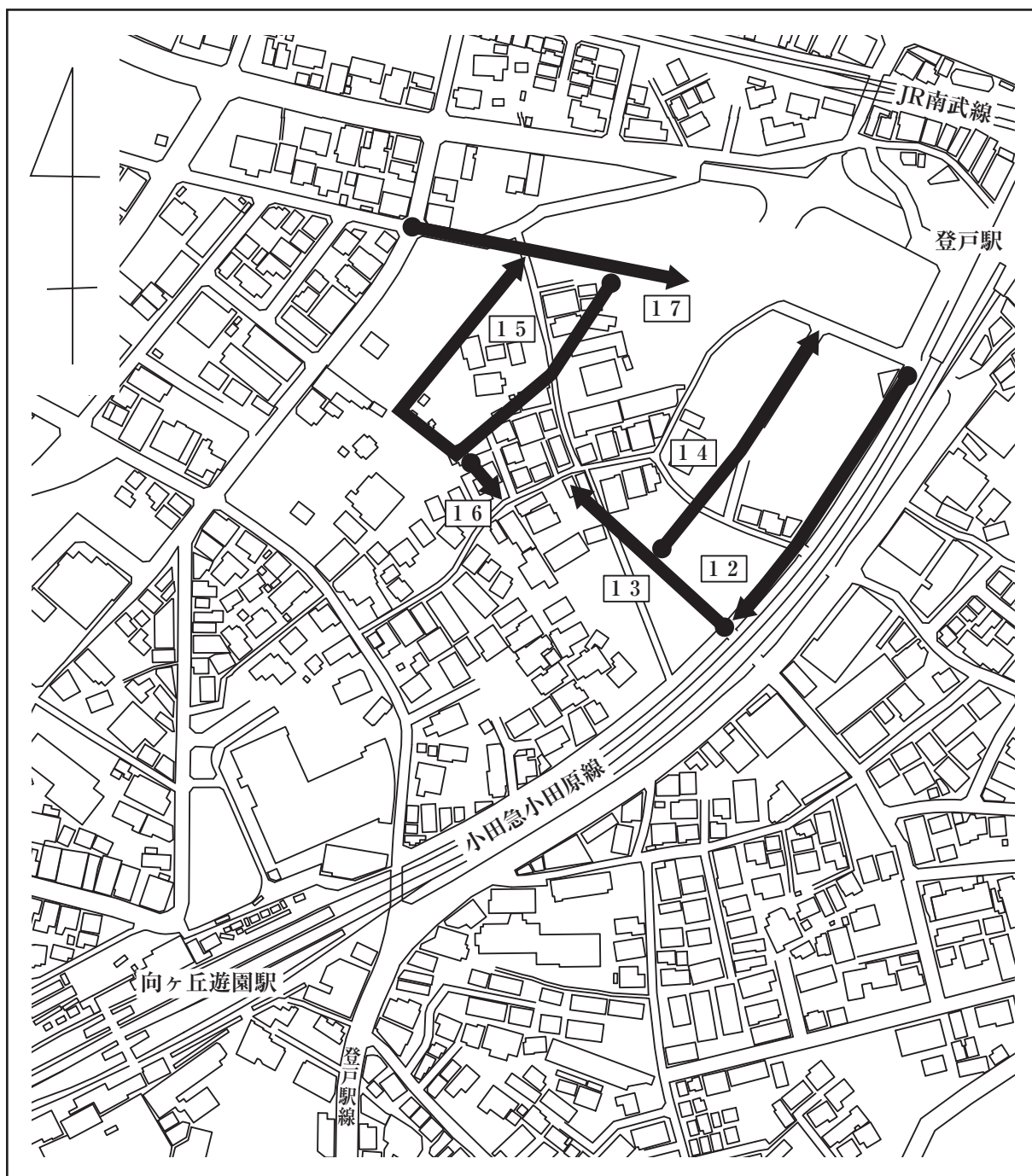
認 定 理 由

図面番号③

本箇所は、登戸土地区画整理事業により新設した道路で、一般交通に必要な
ので、これを市道として認定したい。

見取図（多摩区登戸地内）

整理番号 12、13、14、15、16、17



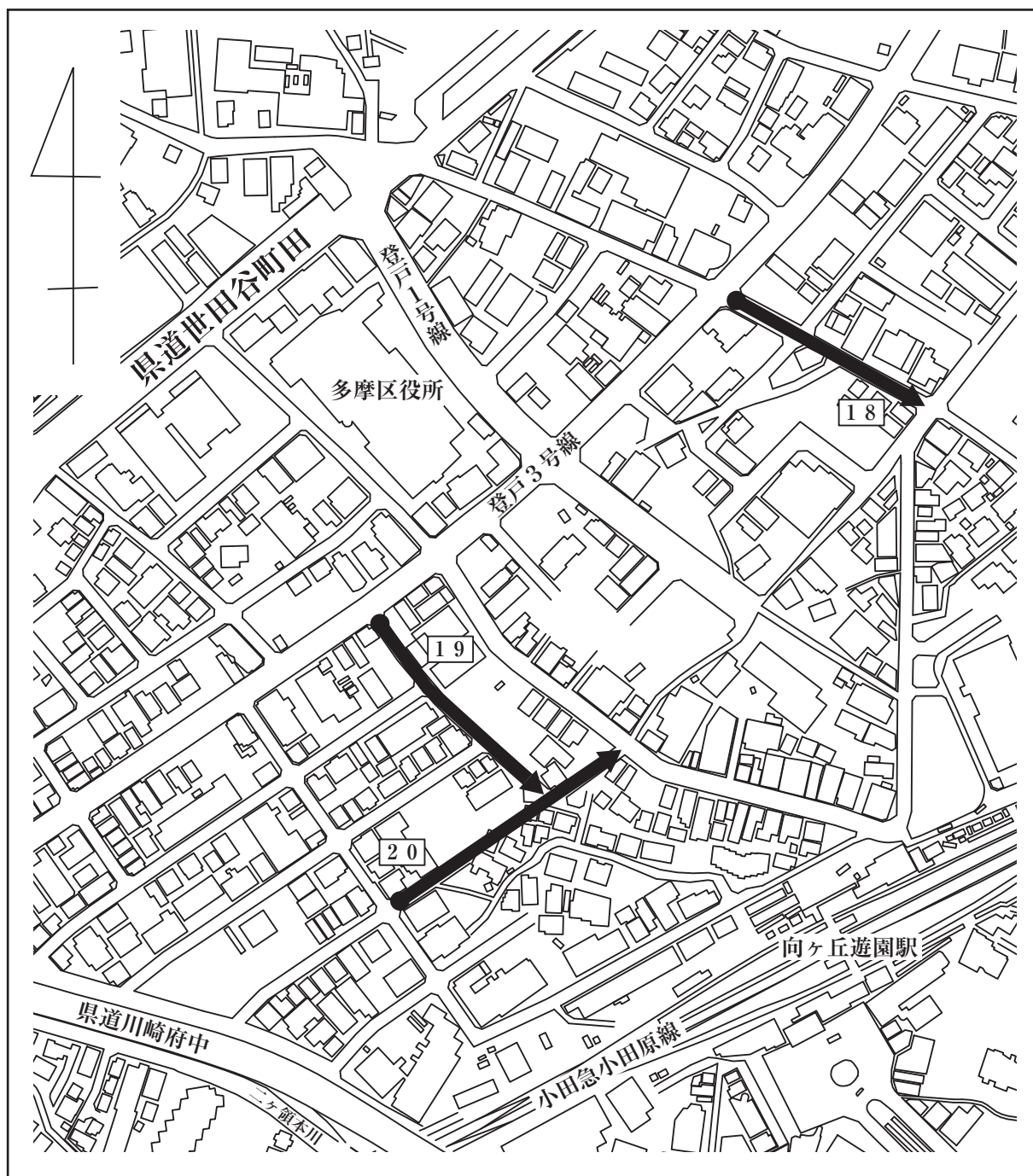
認 定 理 由

図面番号④

本箇所は、登戸土地区画整理事業により新設した道路で、一般交通に必要な
ので、これを市道として認定したい。

見取図（多摩区登戸地内）

整理番号 18、19、20



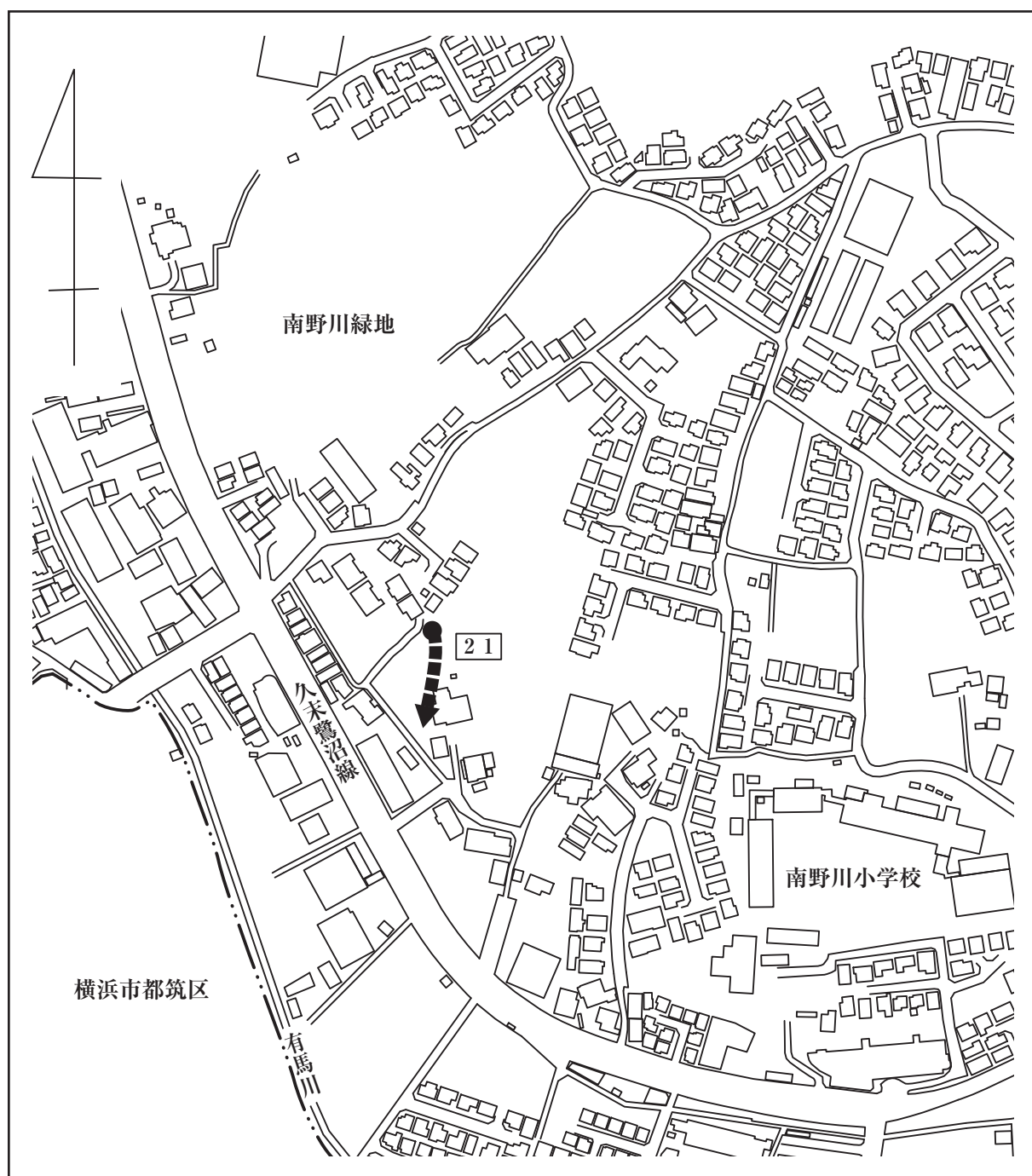
廃止理由

図面番号⑤

本箇所は、一般交通に必要がないので、これを廃止したい。

見取図（宮前区南野川2丁目地内）

整理番号21



廃止理由

図面番号⑥

本箇所は、一般交通に必要がないので、これを廃止したい。

見取図（多摩区長尾1丁目地内）

整理番号22

